

第10回 国際漫画賞

—募集要項—

1. 目的

海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流

2. 賞

- (1) 応募作品の中で、最も優秀な作品に「国際漫画賞最優秀賞」を、その他の優秀な3作品に「国際漫画賞優秀賞」を授与する。
- (2) 副賞として、授賞式にあわせて、最優秀賞及び優秀賞の各受賞作品の代表者を10日間程度日本に招聘する（その他の入賞作品の代表者等は対象外）。

3. 応募作品

- (1) 日本国外で制作された漫画（MANGA）作品（24ページ以上）とする。
ただし、過去の国際漫画賞受賞作品（入賞も含む。）は除く。
- (2) 発表・未発表は問わないが、制作から3年以内（2013～2016）の作品とする。
- (3) 応募作品は、原則紙媒体で提出する。（追って、データ提出を求める場合がある。）
- (4) 日本国外の出版社等は、作者に応募の意思を確認の上、本賞に応募することができる。
- (5) 1人につき1エントリーのみ。応募する作品も1人につき1点。
（注1）続き物作品の複数応募の場合、審査対象となるものは1点のみ。
（注2）重複応募の場合は、2通目以降はすべて無効。
- (6) 入賞作品に関しては、国内外へのPRを目的として、応募者の了承を得た上で、作品（一部）をHPに掲載する場合がある。

4. 応募方法

- (1) 応募期間：平成28年4月1日（金）～6月17日（金）（必着）
- (2) 提出先： 次の（イ）又は（ロ）とする。
 - （イ）日本大使館又は総領事館
 - （ロ）私書箱 送付先：〒100-0006 千代田区有楽町 1-10-1 有楽町ビルB1
MBE108「第10回国際漫画賞実行委員会」（直接持込不可）
- (3) 提出部数
応募にあたっては、1応募作品につき2部提出すること。（入賞候補となった作品については、部数の追加及び電子データでの提出を求めることがある。）
- (4) その他
 - ・ 必要事項を日本語又は英語で記入した「応募票」を必ず添付すること。
（英語の場合はブロック体で記入）
 - ・ ページ番号（通し番号）をいれること。
 - ・ （冊子になってない場合）見開き指定のあるページは、その旨を該当ページに記入すること。

5. 作品返却

応募作品の返却は一切行わない。応募作品が描きおろし作品である場合は必ず写しを提出すること。
応募作品は寄贈・展示等されることがある。

6. 選考

国際漫画賞審査委員会が選考する。

7. 授賞式

平成29年2月頃（予定）、東京都内にて行う。

（了）